

平成20年4月9日

保護者の皆様へ

横浜市立丸山台中学校
校長 望月 茂

風水害等の「警報」発令における 生徒の安全確保について

横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」が発令された場合、生徒のより一層の安全確保のための対応について、丸山台中学校ではつぎのような処置を執ります。テレビ、ラジオ等により、情報を正確に把握してください。

「暴風警報」「大雪警報」発令時の判断について

1. 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部）に「**暴風警報**」,「**大雪警報**」が午前7時の段階で発令継続の場合は、生徒の安全確保のため、当日は「**臨時休業**」と致します。その日は1日家庭学習となります。
なお、該当する警報は「**暴風警報**」「**暴風雨警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」です。
2. 「**暴風警報**」を伴わない「**大雨警報**」や「**洪水警報**」については、学校や地域の状況に応じて、適切な対応をいたします。
3. 登校後、「**暴風警報**」「**大雪警報**」(上記1.)が発令された場合、状況を見て授業を打ち切り、下校の処置をとります。ただし、「**大雨警報**」や「**洪水警報**」については、学校や地域の状況に応じて適切な対応を致します。
4. 上記1.の警報が発令されている日に、特別な行事が組まれている場合には、別途連絡いたします。

(生徒手帳 p 26 参照)